

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成23年6月2日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護法（以下「法」という。）第63条に基づく返還金・徴収金決定処分（以下「本件決定」という。）を取り消し、各月毎に8000円控除を適用することを求め、また葬祭費については収入認定除外を求めるものと解される。

2 審査請求の理由

(1) 収入認定は月別（月単位）で行うべきであり異なる月の収入を一度に合算して8,000円（月額）控除している。不当であると訴えると厚生労働省の回答によりそもそも8,000円控除対象でないと変節。しかし厚生労働省回答はもとより処分庁担当者は8,000円控除は収入種類より自治体によってしている所、していない所があると平成23年6月24日の電話で述べる。実際合算してとはいえ、当初8,000円控除しているのは少なくとも処分庁ではそのような扱いを以前からしていると考えるのが合理的である。従って今回の収入種類については明示したものがなく自治体によって解釈のバラツキがある以上地域の実情により今まで通り処分庁の8,000円控除の判断で行いその上では月別に処理するのは当然である。

(2) 葬祭費はそもそも収入除外になるのではないか。

(3) 平成23年3月28日 後期高齢者医療保険料還付
平成23年3月31日 後期高齢者医療保険料葬祭費
平成23年4月 6日 介護保険料還付

第2 当庁が認定した事実及び判断

1 当庁が認定した事実

(1) 平成23年6月2日付けで処分庁は請求人に対し「平成23年5月13日～の生活保護費、後期高齢者医療葬祭費、後期高齢者医療保険料及び介護保険料還付について、法第63条により返還決定する。」との理由により本件決定を

行ったが、返還対象額を219,348円とし、対象額から8,000円を控除して、211,348円を返還金・徴収金決定額として決定したこと。

(2) 平成23年11月10日付けで、処分庁が審査庁に提出した弁明書（以下「弁明書」という。）には、次の趣旨の記載があること。

ア 母の看護をしながら、母と請求人の年金（障害基礎）で生計を営んでいたが、平成23年2月19日母が死亡し、就労不能で生活保護申請となり、同年3月7日付保護開始となる。

イ 平成23年6月2日 請求人が来所し亡母の後期高齢者医療保険料・介護保険料過誤納還付金及び後期高齢医療給付金を受領したので返還したいと収入申告があった。申告が遅れていたため、同日付、保険金その他の臨時的収入として8000円を控除し返還決定を行った。

ウ 請求人は、処分庁の行った本件決定を不服とし審査請求を行っているものである。厚生労働省の通達にある、保険金その他の臨時的収入であるが、申告が遅れているため本来なら控除なしのところ8000円を免除し返還額を決定をしたにもかかわらず、返還金の取り消しを求めている。また、葬祭費についても同様の手続きにより返還金を決定した。

(3) 弁明書とともに提出された資料によると、以下の趣旨の内容が認められること。

ア 平成23年3月10日付け後期高齢者医療保険料還付通知書には、還付額として1,694円の記載があり、平成23年3月28日付け受付印が押印され、窓口支払済の表示があること。

イ 平成23年3月28日付け後期高齢者医療給付支給決定通知書には、後期高齢者医療葬祭費として支給金額50,000円の記載があり、支払予定日として平成23年3月31日の記載があること。

ウ 平成23年4月1日付け介護保険料その他の徴収金過誤納金還付通知書には、還付額として7,170円の記載があり、平成23年4月6日付け受付印が押印されていること。

(4) 平成24年2月29日付けで、請求人が審査庁に提出した反論書（以下「反論書」という。）には以下の趣旨の内容が認められること。

ア 後期高齢者医療葬祭費50,000円について

請求人が支給を受けた後期高齢者医療葬祭費50,000円、後期高齢者医療保険料還付金1,694円、介護保険料の過誤納金7,170円は、次第8-3-(2)-エ-(イ)に規定する「保険金その他の臨時的収入」に該当するから収入認定するときは8,000円を控除すべきである。

イ 収入認定は月別に行うべきことについて

上記後期高齢者医療葬祭費50,000円、後期高齢者医療保険料還付金1,694円、介護保険料の過誤納金7,170円は、月別に収入認定すべきところ、処分庁は一括して収入認定をしたことは法に反する。法通り月別に収入認定して必要な控除を行うべきである。

ウ 月別でなく一括して収入認定した処分庁

保護開始決定した処分庁は、請求人に6月1日に保護費の受取りにくるよう指示した。しかし、6月1日は混雑しているので請求人は翌2日に処分庁に行った。

処分庁は6月分までの保護費を全額用意していたが、請求人は、死亡した母親の最後の年金13万円余の入金が5月13日にあったため、保護を5月12日付で廃止することを求めた。処分庁はこの申請を受け入れ、5月12日付で請求人の保護を廃止した。請求人はそれに基づき5月13日から6月30日までの保護費を返納した。以後、請求人は保護費に依拠するのではなく、入金された母親の最後の年金で生活することを始めた。

そのとき同時に、請求人は所得として上記の後期高齢者医療保険料還付金(1,694円)(3月28日)、後期高齢者医療葬祭費(50,000円)(3月31日)、介護保険料の過誤納金(7,170円)(4月6日)を申告したところ、対応した処分庁甲係長はそれぞれ3月分の収入と4月分の収入に区分して月別に処理すべきところ3月分の収入も4月分の収入も一括して収入認定したため、8,000円の控除は1回のみとなった。

請求人が処分庁甲係長に、月別に処理し月毎に8,000円を控除すべきではないかと質問したところ、処分庁甲係長は「あなたが月別に持ってきてくれたら月別に処理するが、一度に持ってきたので一度に一括して処理す

る」として上記のような処理をした。

しかし、一度に持参したのは請求人の責任ではない。請求人はすでに4月6日に申告にきており、このとき申告を受け付けなかったのが処分庁乙係長である。また、一度に持って来ざるを得なかったのは処分庁の度重なる違法な却下に原因がある。請求人に責任があるという処分庁甲係長の対応は責任転嫁もはなはだしいというべきである。

次第8-2は「収入の認定は、月額によること」（生活保護手帳2010年版249ページ）と定めている。また、同手帳のどこにも「一度に持ってきたら月別に処理せず一括して処理してよい」という規定はない。処分庁甲係長の対応は、法に反するもので適正なものとはいえず間違っている。処分庁の判断は取り消されるべきである。

エ 後期高齢者医療葬祭費が次第8-3-(2)-エ-(イ)に規定する「保険金その他の臨時的収入」に該当することについて

後期高齢者医療葬祭費は、継続的なものでなく一時的な所得であること、また、次第8-3-(2)-エ-(イ)は「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の収入」という規定にあるように一定の手続きないし処分を経て支給されるものを対象としている。後期高齢者医療葬祭費は請求人が母親死亡後、自ら後期高齢者医療葬祭費の手続きをして支給されたものである。これらのことから次第8-3-(2)-エ-(イ)に該当するというべきである。

オ 後期高齢者医療葬祭費の公的性格について

第8-1をみると、恩給、年金等の収入に該当する場合は、全額を当該月の所得として認定せず、8,000円を控除すべきことを規定している。後期高齢者医療葬祭費は、一定の公的性格を持っており、恩給、年金等に準ずるものというべきであるから、全額を当該月の収入として認定することは誤っている。

カ 弁明書の誤りについて

処分庁は平成23年11月10日付け弁明書で「平成23年6月2日付返還金・徴収金決定書による返還金決定処分は、法に基づくもの」であって正当であると弁明しているが誤っている。

処分庁が作成した6月2日付け「返還金・徴収金決定書」によれば、処分庁は①後期高齢者医療葬祭費、②後期高齢者医療保険料還付金、③介護保険

料過誤納金のうち②後期高齢者医療保険料還付金と③介護保険料過誤納金については次第8-3-(2)-エ-(イ)を適用し8,000円を控除する処理をしている。

しかし、①後期高齢者医療葬祭費も、②後期高齢者医療保険料還付金も、③介護保険料過誤納金も同じく公的支給金である。別異に取り扱わなければならない理由は何一つ存在しない。①後期高齢者医療葬祭費だけを別異に処理した同決定書こそ間違っている。

処分庁は、②後期高齢者医療保険料還付金と③介護保険料過誤納金に次第8-3-(2)-エ-(イ)を適用している以上、①後期高齢者医療葬祭費にも同様に次第8-3-(2)-エ-(イ)を適用すべきである。

上記のとおり、本件決定は法に基づかないものであるから本件決定は取り消されるべきである。

キ 結語

後期高齢者医療葬祭費等が次第8-3-(2)-エ-(イ)に該当すること、収入認定は月別に行うべきという請求人の主張の正しさは法に基づくものである。すみやかに、処分庁の判断を取り消し、適正な対応が行われるようにすべきである。

2 判断

(1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により「法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

(3) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省

発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8-3-(2)-エ-(イ)は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と定めている。

(4) 次官通知第8-3-(3)-アからチにおいて、収入として認定しないこととして、「社会事業団体その他(地方公共団体及びその長を除く。)から被保護者に対して臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの」、「出産、就職、結婚、葬祭等に際して贈与される金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの」、「他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」、「自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」など17種類の項目を規定している。

(5) 「生活保護手帳(別冊問答集)」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)の問13-23(法第63条・法第78条と控除)の答えにおいて、「法第63条を適用する場合で、保護受給中に資力が発生した場合、保護開始後に発生した資力については、それが速やかに現金化できる状況にあれば、本来収入認定を行うべきものである。したがって、事後に資力が換金され、その結果法第63条を適用する場合には保護の実施要領に定める収入認定の各規定に従って必要な控除等を適用すべきものである。」との旨定めている。

(6) 本件についてみると、前記第2の1の(1)から(4)までの認定事実のとおり、処分庁は、請求人が平成23年3月に得た後期高齢者医療保険料還付額1,694円及び後期高齢者医療葬祭費50,000円並びに同年4月に得た介護保険料その他の徴収金過誤納金還付額7,170円を含む返還対象額219,348円から8,000円だけを控除した211,348円を法第63条による返還金・徴収金決定額とした本件決定を行ったことが認められる。

(7) しかしながら、前記(3)及び(5)のとおり臨時的収入については月

額 8,000 円をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すべきであり、同年 4 月及び 5 月に得た収入はそれぞれの月毎に 8,000 円を控除する必要があるところ、両月分を一括して 8,000 円だけを控除した本件決定は、その控除額の認定に誤りがあり瑕疵ある処分といわざるを得ず、取り消すのが妥当であると判断する。

(8) なお、請求人は葬祭費は収入認定除外に該当するのではないかと主張するが、当該収入については前記(3)に該当するものであり前記(4)には該当しないことから請求人の主張は認められない。

以上の理由により、行政不服審査法第 40 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成 24 年 9 月 10 日

審査庁 大阪府知事 松井 一



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。